

留学報告書

2021年3月10日

南山大学長

ロバート・キサラ 殿

法学部法律学科
教授 緒方 桂子

下記のとおり、留学の成果をご報告申し上げます。

記

1. 留学期間：2019年8月26日～2021年2月25日
2. 受入機関：2019年8月26日～2019年11月21日 ドイツ連邦共和国
ベルリン自由大学労働法研究所（研究員）
2019年11月22日～2021年2月25日 大韓民国
梨花女子大学法学専門大学院ジェンダー法学研究所（客員教授）

3. 報告事項

(1) 留学の概要

私は、2019年8月26日より、ベルリン自由大学労働法研究所（ドイツ連邦共和国・ベルリン市、2019年8月26日～同年11月21日）、並びに、梨花女子大学・人権センター及び法学専門大学院ジェンダー法学研究所（大韓民国・ソウル特別市、2019年11月22日～2020年3月31日まで人権センター、2020年4月1日より2021年2月25日まで法学専門大学院ジェンダー法学研究所）において研究に従事した。

私が今回の留学にあたって課題として設定したのは、日独韓比較法研究を通じて、持続可能な雇用社会における労働法制のグランド・デザインを考えるというものであった。

(2) ドイツにおける在外研究中に得られた「ライフ・コース視点」という考え方

ベルリン自由大学労働法研究所での研究従事期間中は、ドイツにおいて2019年1月より施行されている「架橋的パートタイム制」やドイツが長期的な政策として展開している男女共同参画政策及びそのベースとなっている男女共同参画報告書（第1次及び第2次）を手がかりに、同国において、今後、どのような働き方が目指されているのかを検討した。

同国で展開している男女共同参画政策は、たとえば数値目標を立てて女性の管理職割合を増やすといった小手先の措置ではなく、総合的な視点から、男女ともに暮らしやすい社会を目指すにはいかなる施策が必要かという問題を、教育政策、家族政策、労働法制、社会保障政策などの多分野にまたがって展開するものである。そこでは、「ライフ・コース視点」の重要性が繰り返し論じられている。

「ライフ・コース視点」は、いずれか一方の性により多くの負担を課すことなく（現在は、男性に比べ、女性の方が不利益を被る立場に置かれることが多い）、暮らしやすい社会を実現するためのキー・コンセプトである。労働の分野では、少子高齢社会のなかでますます重要な問題となっていく家族のケアや私生活と職業生活を、いずれかの性が大きな負担を背負うことなく、いかに両立させるかがひとつの大きな焦点となる。ライフ・コース視点においては、たとえば、育児や介護が必要となった場合に育児休業や介護休業といった法制度を設けるといった「点」での施策だけではなく、育児や介護が必要となった場合あるいはそうなった場合を見越して正規労働者から非正規労働者に雇用形態を変更する選択がなされた場合に、現在の労働条件や将来の年金受給権において不利益を被ることがないように制度設計を行うといったことや、雇用形態を変更した理由が消滅した場合には元の雇用形態に戻ることができるようにするといったこと、あるいは、従来通りの働き方をしながら労働時間の割り振りによって家族的責任や私生活との両立を図るといったことなど、人の一生という長期的な観点から見て、いずれの性にとっても公平に機能する法制度のあり方が構想されている。

ドイツにおいて、そのコンセプトに沿ったひとつの政策と位置づけることができるのが架橋的パートタイム制である。これは、フルタイムで就労する労働者が、理由を限定されることなく（育児や介護などの家族的責任、自己実現、自分のキャリアアップのためなど）、まとまった期間（5年間）、パートタイムで就労し、その後フルタイムに復帰することのできる権利を保障している。同制度に関しては、①フランチ・ヨーゼフ・デュヴェル／緒方桂子訳「架橋的パートタイム制の導入とパートタイム労働の権利の展開」橋本陽子編著『EU・ドイツの労働者概念と労働時間法』（信人社、2020年3月）147-159頁において詳しく論じられている。

(3) コロナ禍と韓国での研究の展開

2019年11月22日にドイツを離れ、翌23日より、韓国での在外研究を開始した。当初は、ドイツ滞在中に得られた知見を念頭に置きながら、韓国における男女共同参画施策等を中心に研究を進めていたが、その後、男女共同参画の問題にとどまらず、労働法上の多様な問題を、ジェンダーの視点を加えつつ分析、検討する方向に研究を展開した。

そのきっかけとなったのは、2020年に世界中で深刻な問題となった新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という）の拡大である。コロナによって引き起こされたさまざまな社会問題はコロナ禍以前には看過していた社会の脆弱な部分を露呈させ、深刻な社会問

題を引きおこしたが、ポスト・コロナ社会のためにいったいどのような法制度を目指すべきかを考える重要な契機ともなった。

(4) 韓国留学時における研究及びその成果の発表

a. 学会等における研究報告

上記の問題関心に基づく研究及びその成果については、留学中に公表する機会を得た。

まず、2020年5月29日には東亜大学（釜山広域市）において開催された韓国比較労働法学会・春季学術大会（韓国比較労働法学会主催）において、「日本における第四次産業革命と労働をめぐる法政策の現状と課題」と題した報告を行った。同報告は、②緒方桂子「日本における第四次産業革命と労働をめぐる法政策の現状と課題」『노동법논총』(『労働法論叢』) 第49号（韓国比較労働法学会、2020年8月）33-63頁に掲載されている。

次に、2020年9月4日に圓光大学（益山市）において開催された韓国比較労働法学会・圓光大学法学研究所雇用国際学術大会（韓国比較労働法学会主催）において、「日本における高年齢者の雇用政策と法的課題」と題した報告を行った。同報告は、③緒方桂子「日本における高年齢者の雇用政策と法的課題」『노동법논총』(『労働法論叢』) 第51号（韓国比較労働法学会、2021年4月刊行予定）に掲載される予定である。

コロナ禍の影響によるオンラインの普及で、日本で開催される学会での報告も可能となった。2020年12月12日にオンラインにて開催された④日本ジェンダー法学会第18回学術大会（日本ジェンダー法学会）において、「ドイツ及び韓国における新型コロナウイルス危機下の家族ケアと仕事との両立」と題した研究報告を行った。

さらに、日韓の労働法研究者が集い、研究報告を行う日韓労働法フォーラムを企画し実行した。日韓労働法フォーラムは、2020年12月26日にオンライン形式で行った。共通テーマは「日韓における従業員代表制度をめぐる議論」であり、日韓それぞれから2名ずつ計4名の研究者が、同テーマに関して研究報告を行った。日韓をつなぐオンラインでのフォーラム開催は初めての経験であったが、画面共有機能やチャット機能等を活用し、活発な議論を行うことができた。この企画は、科研基盤研究C「労働政策立法の研究」（課題番号：18K01305、研究代表者：緒方桂子）の一環として行われたものであり、⑤労働法律旬報1981号（2021年4月）[緒方桂子「解題」を執筆]にて公表予定である。

b. 学術論文等の公表

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業経営が危機的な状況に陥った場合、労働者を（一部）休業させる等の対応が必要となるが、その間の経済的保障のあり方に関するドイツ及び韓国の対応を日本法との比較において検討し、⑥緒方桂子「新型コロナウイルス災禍における労働者の休業とその補償—ドイツ及び韓国の場合」労働総研ニュース No.364

(2020年7月) 1-8頁として公表した。

また、コロナ禍の発生・拡大により世界中で「在宅勤務」が広がった。そこで、ドイツでの議論と同国におけるモバイルワーク法の制定に向けた動きについて検討し、⑦緒方桂子「ドイツ『在宅勤務権』をめぐる議論の動向と法的検討」ビジネス法務（中央経済社）2021年1月号 127-130頁を公表した。

さらに、コロナ危機下の韓国における家族ケアと仕事との両立の問題、コロナ危機下で広がっている特殊雇用労働者の労災とその保障の問題、及び、就業保障手段としての「国民雇用保険」構想について分析・検討を行い、⑧緒方桂子「韓国／コロナ危機に立ち向かう『幸福国家』への展望」（和田肇編著『コロナ禍に立ち向かう働き方と法』（日本評論社、2021年）171-179頁として公表した。

ポスト・コロナ時代の労働法においては家族ケアを労働生活のなかにどのように組み込むかが非常に重要な課題になると考えている。そこで、コロナ危機下における家族ケアと労働との両立の問題を、日本、ドイツ及び韓国を比較研究し、⑨Keiko OGATA, Absicherung der Beschäftigung und des Lebensunterhalts für Beschäftigte, die ihre Familie betreuen – Vereinbarkeit von Arbeit und Familie in der durch das neuartige Corona-Virus verursachten Krise in Japan, Deutschland und Südkorea にまとめた。同論文は、ドイツ連邦労働裁判所の元判事である Prof. Franz Josef Düwell の記念論文集のなかの一篇として2021年夏頃に公刊される予定である。

以上に加え、留学期間中、韓国において大学非常勤講師の雇用安定のために行われた法改正及びその意義について論じた⑩緒方桂子「韓国における大学非常勤講師の処遇改善の光と影」労働法律旬報 1957号（2020年）4-5頁、及び、「就活と仕事—コロナ時代の労働法」と題した特集に合わせて⑪緒方桂子「会社と交渉する—労働組合について」法学セミナー789号（2020年）26-32頁を公表した。また、従来からの研究テーマである非正規労働者の雇用保障の問題について論じた⑫緒方桂子「博報堂事件他最近の労契法 19条関連裁判例及び今後の展望」季刊労働者の権利 339号（2021年）62-71頁、及び、非正規労働者の労働条件問題について論じた⑬緒方桂子「旧労契法 20条をめぐる 2020年最高裁判決を考える—契約社員等への賞与、退職金及び福利厚生的な手当のゆくえ」法学セミナー794号（2021年）40-49頁を公表した。

(5) おわりに

コロナ感染防止対策の影響により、留学期間中、研究者が集う研究会の開催は制限されており、また、留学先の研究者や関係諸機関との間で直接的に意見交換を行うような機会もほとんどなく、メール等を通じた意見交換にとどまったことは残念なことであった。

しかし、コロナ禍という特殊な状況のもとで、新聞やテレビ報道等で得られる知見にとどまらず、直接にその国の社会の動きを体感し、考えを深める機会が得られたことは幸いだったと思う。そして、それは、今回の留学の当初にテーマとして掲げた、持続可能な雇

用社会における労働法制のグランド・デザインを描くうえで、非常に有用な作業であった。
できるだけ早いうちに、体系的に論じた研究書を公表したいと考えている。

※なお、文中において言及した留学の成果は以下のとおりである（下線部参照）。

翻訳：①

学会報告：②③④

論文：②③⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬

国際フォーラム企画・運営：⑤

以上